

○故障車両の整備確認の手続等
に関する命令の運用等につい

て
〔昭和三五・一二・一九〕
〔警察庁内交発三一〕
〔運輸省自車九七五〕

〔原文横書〕

警察庁保安局長通達
各管区警察局長
警視総監
運輸省自動車局長
各本部長

道路交通法（以下「法」という。）第六十三条第六項から第八項までの規定に基づき標記命令が制定されたが、この命令の運用については、下記の事項に充分留意のうえ、これが実施に遺憾のないようにせられたい。

1 整備不良車両の検査

法第六十三条第一項に基づく検査（トロリーバスの検査を除く。）は、別添「整備不良車両の具体例等」に掲げる事項を参考として実施するものとする。

2 故障車両運転許可証の記載

故障車両の整備確認の手続等に関する命令（以下「整備確認の命令」という。）第一条に定める故障車両運転許可証の記載事項のうち、次に掲げる各号の記載は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運転者

当該故障車両の運転を許可する運転者の氏名、住所を記入すること。

(2) 道路の区間および運行の経路

当該故障車両の装置について検査をした場所から、当該故障車両を整備する場所までの区間の起点および終点ならびに当該区間内の主要経過地点を具体的に記入すること。

(3) 条件

道路における危険を防止するため必要な条件について、具体的に「時速は二十キロメートル毎時以下とすること」、「ドアを固縛すること」等のように記入すること。

3 整備通告書の記載

整備確認の命令第二条に定める整備通告書の記載事項のうち、次に掲げる各号の記載はそれぞれ当該各号に定めるところによること。

(1) 運転者

整備通告書の交付を受けることとなる運転者の氏名、住所を記入すること。

(2) 整備を要する事項

整備を必要とする事項については、前記「整備不良車両の具体例等」に掲げる整備を要する事項を参考として記入すること。

(3) 交付場所

整備通告書を交付した場所を記入し、その末尾に、当該場所を管轄する警察署名を、（ ）内に併記すること。

(4) 整備した場所及び責任者の氏名

整備を行なった工場の責任者もしくは自ら整備を行なった場合はその者が自己の氏名を記入することとなる。

(5) 備考

4 整備を行なった者が所要事項を記入することとなる。
標章のはりつけ

整備確認の命令第三条に定める標章は、当該故障車両の前面ガラスの内側に運転者席でない側の上端に沿ってはりつけることとし、これによることができないときは、これに準じてはりつけること。

5 整備確認の命令第四条に定める事項の通知等

(1) 通知方法

整備確認の命令第四条各号に定める事項の通知については、警察署長は、当該通知事項を月間毎に一括し、別記様式第一の(A)表「整備通告書交付通知書」により、当該警察署長の所屬する警視庁または道(方面)府県警察本部(以下「警察本部」という。)の管轄する区域に対応する区域を管轄する陸運事務所(以下「対応陸運事務所」という。)を経由して、翌月の十日までの間に通知すること。

(2) その他

法第六十三条第五項の定めによる報告は、別記様式第一の(B)表「整備通告書交付報告書」を作成して行なうこと。このために、整備通告書、整備通告書交付通知書ならびに整備通告書交付報告書は複写方式のものを用いること。

6 必要な整備がされていることの確認

整備確認の命令第五条第一項の定めにより、提示をうけた故障車両の確認は、前記「整備不良車両の具体例等」に掲げる必要な整備がなされていることの確認の基準を参考として実施するものとする。

なお、この場合、当該整備通告書に記入されている運転者が必ずしも、当該故障車両および整備通告書を提示する

必要はないから、確認にあたって留意すること。また、ヘッドライトスタ、ブレーキスタ等の自動車検査用機器を使用する必要があるときに、陸運事務所において確認を行なうこととなるよう当該運転者を指導すること。

7 確認した旨の通知

整備確認の命令第五条第二項に定める通知は、必要な整備がされていることを確認したものを月間毎に一括し、別記様式第二により、次に掲げる各号に定める方法により翌月の十日までの間に行なうこと。

(1) 警察署長が行なう通知

ア 警察署長に対するもの

確認警察署長(必要な整備を確認した警察署長。以下同じ。)から直接、管轄警察署長(当該整備通知が交付された場所を管轄する警察署長。以下同じ。)に対し行なうこと。

イ 陸運局長に対するもの

確認警察署長から対応陸運事務所を経由して、管轄陸運局長(当該車両の使用の本拠の位置を管轄する陸運局長をいう。以下同じ。)に対し行なうこと。

ウ その他

警察署長は、整備確認を行なったときは、別記様式第三により、確認した旨の記録をしておくこと。この場合、別記様式第三は、別記様式第二と複写方式のものを用いること。

(2) 行政庁が行なう通知

ア 警察署長に対するもの

行政庁から、当該行政庁の管轄する区域に対応する区域を管轄する警察本部を経由して行なうこと。
イ 陸運局長に対するもの

行政庁から直接、管轄陸運局長に対し行なうこと。
ウ その他

行政庁は、整備確認を行なったときは、別記様式第三により、確認した旨の記録をしておくこと。この場合、別記様式第三は………別記様式第二と複写方式のものを用いること。

別記様式第2

整備不良車両の確認通知書

昭和 年

整備通知書の交付を受けた運転者		番号欄に表示されている番号	交付日時	交付場所または管轄警察署名	確認	
氏名	住所				月	日

別記様式第3

整備不良車両の確認記録書

昭和 年

整備通知書の交付を受けた運転者			番号欄に表示されている番号	交付日時	交付場所または管轄警察署名	確認	
氏名	住所	所				月	日

- 注 1 故障車両の整備確認の手続等に関する命令第5条第2項の規定に基づき通知するもの
 2 用紙の大きさは、日本工業標準規格J列5番型とする。

自動車	警音器	1 著しく音がた高いものまたは低いもの 2 吹鳴しないもの	警音器音通大(不足) 警音器吹鳴	保安基準第43条 保安基準第43条
	後写鏡	1 いもの後写鏡のた 2 後写鏡が破損しているもの	後写鏡不備 後写鏡不良	保安基準第44条 〃
	窓ふき器	1 フレードの脱落しているもの 2 作動しないもの	窓ふき器不良 〃	保安基準第45条 〃
	速度計	1 いもの速度計がた 2 明装を有しないものは文字の、板、指針に自光塗料などないもの	速度計不備 速度計照明装置不良	保安基準第46条 〃
火災類を運送する自動車	消火器	規定の自動車に備付がないもの	消火器不備	保安基準第47条
	電気配線	1 運搬装置の配線が被覆されていないもの 2 配線が車体に定着されていないもの	火災類運送自動車の運搬装置の電気配線不良 〃	保安基準第51条 〃

危険物を運送する自動車	電気配線	1 運搬装置の配線が被覆されていなかったもの 2 配線が車体に定着	危険物運搬装置の自動車の電気配線不良 〃	保安基準第52条 〃
-------------	------	--------------------------------------	-------------------------	---------------